

議案第 47 号

世田谷区立八幡中学校校舎一部改築工事請負契約変更
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 2 条の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立八幡中学校校舎一部改築工事請負契約変更

世田谷区立八幡中学校校舎一部改築工事請負契約を、下記のとおり変更する。

記

変更内容

工 期 議決工期 令和6年7月12日

変更工期 令和6年9月13日

理 由

工事に伴い発生した土砂や汚泥等の土質が想定と異なっていたことにより、当初予定していた受入れ先での処分が困難となり、新たな受入れ先の検討が必要となったため。

また、工事着手後、地中障害物が発見され、撤去工事が必要となったため。